

東京都中小企業制度融資における震災対応 (東京信用保証協会の保証付融資)

○震災被害により、経営に支障を来している中小企業者

東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者を始め、被災地との取引関係や風評被害等により間接的に被害を受けている中小企業者を対象に、経営安定資金の融通を図るため「災害緊急<新設>」を実施しております。

→ **別紙①** をご覧ください。

○地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業者

東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者を対象に、事業の再建に必要な資金を融資するための、「災害復旧資金融資」を実施しております。

→ **別紙②** をご覧ください。

※「災害復旧資金融資」を受けた中小企業者に対し、金利の一部を補給いたします。

→ **別紙③** をご覧ください。

○業況が悪化している中小企業者

震災の影響を受けた者を含め業況が悪化している中小企業者の資金繰りは「経営セーフ(第5号)」で対応しております。

→ **別紙④** をご覧ください。

※ お申込み方法については**別紙⑤**をご覧ください。

<お問い合わせ先>

【電話】 金融相談(9:00~17:00)
03-5320-4877
東京都産業労働局金融部金融課

【HP】

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/youushi/index.html>

国の「東日本大震災復興緊急保証」に対応

東京都中小企業制度融資 『災害緊急』を実施します

<実施期間>

平成23年5月23日（取扱開始）～平成24年3月31日（貸付実行分まで）

<対象者>

東日本大震災に起因して、

- 被災地で地震・津波等により直接・間接被害を受けた中小企業者
- 被災地の事業者との取引関係により、業況が悪化している中小企業者
- 風評被害による契約解除等の影響で急激に売上が減少している中小企業者

※（詳細は裏面参照）

※東京信用保証協会の保証をご利用いただける方が対象です。

※直接被害については罹災証明、売上高等の減少については区市町村長の認定を受ける必要があります。

<特徴>

- 最優遇金利を適用 1.5%以内～2.0%以内(融資期間による)
- 都が独自に、全事業者に対して信用保証料の2分の1を補助
- 保証協会による全部保証（100%保証）の融資を受けられます。
- 一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関係保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能です。

※東京信用保証協会及び金融機関の審査があります。

◆「災害緊急」の概要◆

細目	災 害 緊 急			
	I	II	III	IV
ご利用いただける方	特定被災区域 ※1		特定被災区域以外	
	地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業者 (原発事故に係る警戒区域等内に事業所を有する中小企業者を含む)	震災の影響により業況が悪化している中小企業者	特定被災区域内の事業者との取引関係により、業況が悪化している中小企業者	震災災害により風評被害による契約の解除等の影響で急激に売上が減少している中小企業者
要件	罹災証明書※2 (写しも可) (警戒区域等の事業者は商業登記簿、納税証明書等)	<区市町村長の認定> ※3 震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比10%以上減少	<区市町村長の認定> ※3 震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比10%以上減少+理由書※4	<区市町村長の認定> ※3 震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比15%以上減少+理由書※4
資金使途	事業の再建又は経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)			
融資限度額	2億8千万円(無担保で8千万円) 〔災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保で1億6千万円、最大で5億6千万円(一般保証と別枠)〕			
融資期間	10年以内(据置期間2年以内を含みます)			
融資利率(年)	最優遇金利を適用 融資期間ごとの金利は以下のとおりです。			
	(固定金利) 3年以内 5年超7年以内	1. 5%以内 1. 8%以内	3年超5年以内 7年超10年以内	1. 6%以内 2. 0%以内
返済方法	均等分割返済(元金据置期間は2年以内) (ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。)			
融資形式	手形貸付、証書貸付			
信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要します。(災害緊急はすべて全部保証となります)			
信用保証料	東京信用保証協会の定めるところによります。			
保証料補助	全事業者に対して、信用保証料の2分の1を補助			
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人：代表者個人 ・ 個人事業者：原則として不要 ・ 組合：原則として代表理事 			
物的担保	融資額の合計が8,000万円を超える場合は原則として物的担保が必要となります。			

- ※1 特定被災区域：「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第三項の市町村を定める政令」により指定(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)
- ※2 被災した事業所の所在地を所管する市町村長等から、罹災した旨を証する罹災証明書の発行を受けることが必要になります。
- ※3 中小企業者の登記簿上の住所又は事業所の所在地を所管する区市町村長の認定を受けることが必要となります。
- ※4 区市町村長の認定の際には、要件に該当する具体的な理由等を記載した理由書が必要になります。

融資申込受付機関： 東京都中小企業制度融資の取扱指定金融機関(82金融機関)
東京信用保証協会、東京都産業労働局金融部金融課 ほか

本融資以外にも、東日本大震災に対応した融資として、「災害復旧資金融資」、及び、「経営支援融資(経営セーフ)」があります。詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/index.html>

東京都産業労働局金融部金融課 電話 03(5320)4877

東京都災害復旧資金融資(東日本大震災)の概要

都は、東日本大震災により直接被害を受けた都内全域の中小企業者を対象とし、その事業の再建に必要な資金を融資するための「災害復旧資金融資」を実施しています。本融資は、都制度融資における最優遇金利を適用し、保証料の全額を補助するとともに、融資実行から1年間の利子補給を行います。

記

1 融資対象者

東日本大震災により直接の被害を受けた都内全域の中小企業者

2 融資条件

- | | |
|-----------|---|
| (1) 資金使途 | 事業の再建に必要な資金(運転資金・設備資金) |
| (2) 金額 | 1企業(組合) 8,000万円以内 |
| (3) 融資期間 | 運転・設備資金 10年以内(据置期間2年を含む。) |
| (4) 融資利率 | 年1.5% |
| (5) 信用保証料 | 東京都が全額補助 |
| (6) 利子補給 | (対象期間)貸付実行から1年間
(利子補給額)融資利率のうち0.5%相当額を補給 |
| (7) その他 | 区市町村長等が発行する罹災証明等が必要です。 |

3 実施期間

平成23年3月15日～平成24年3月31日(貸付実行分まで)

4 受付場所

取扱指定金融機関
東京信用保証協会
東京都各支庁
東京都産業労働局金融部金融課

※ 下線部分は平成23年9月改正事項

東京都災害復旧資金融資（東日本大震災）

利子補給のご案内

東京都の「災害復旧資金融資」を受けた中小企業者及び組合に対し、
東京都が金利の一部を補給します。

1 対象者

平成 23 年 3 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に東京都災害復旧資金融資（東日本大震災）を利用した中小企業者及び組合で平成 24 年 3 月 31 日までに利子補給を申請した方

2 対象期間及び利子補給額

融資実行から 1 年間に限り、融資利率（年）1.5%のうち 0.5%相当額を補給

3 申込受付期間

平成 23 年 7 月 19 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

4 申込方法

必要書類を金融機関経由で東京都宛にご提出下さい。

5 必要書類

利子補給金交付申請書、償還予定表(コピー)、支払口座振替依頼書

6 手続きの流れ

申込書類を受け付けた後、東京都が審査を行い、利子補給が決定した方に交付決定書をお送りします。

利子補給額は毎月の返済日ごとに算出し、半年ごとにとりまとめ、ご指定の口座へ振り込みます。

（融資実行後、1 年経った時点で滞納分がある場合には、利子補給金をお支払いできない場合があります。）

7 その他

7 月 19 日の利子補給申請開始前に本融資を利用した方も、遡って申請することができます。ご不明な点は金融機関又は東京都（金融課利子補給担当 電話 03-5320-4879）までお問い合わせ下さい。

※ 下線部分は平成 23 年 9 月改正事項

経営支援融資「経営セーフ(第5号)」区市町村認定書必要型

業況が悪化している中小企業者の資金繰りを支援 (震災の影響を受けた中小企業者を含む)

融資条件

- ① 資金用途 経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)
- ② 融資限度額 1企業 2億8,000万円(無担保で8,000万円)
- ③ 融資期間 10年以内(据置期間2年以内)
- ④ 融資利率 1.5%以内～2.0%以内(融資期間による)

特徴

- ① 一般保証と別枠で最大2億8,000万円まで、保証協会による全部保証(100%保証)が受けられます。
- ② 小規模企業者に対して、都が独自に信用保証料の2分の1を補助します。
※ 小規模企業者の範囲
従業員が製造業等は20人以下、卸売業・小売業・サービス業は5人以下。

ご利用いただける方

セーフティネット5号の区市町村長の認定を受けた中小企業者が対象となります。

【区市町村長の認定とは】次のA、B両方を満たすことが条件となります。

- A 経済産業大臣が指定するセーフティネット5号対象業種(全国的に業況が悪化している業種)に該当していること
(※平成24年3月31日までは82業種、原則全業種が対象)
- B 以下のいずれかに該当すること
 - イ 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比で5%以上減少している。
 - ロ 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。
 - ハ 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる。

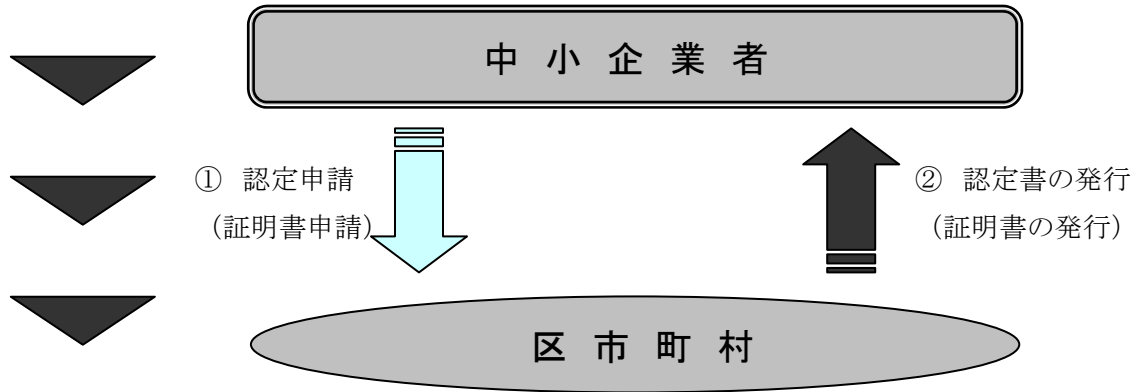
※ 詳細は、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/index.html>

「お申込み方法」について

別紙①「災害緊急」、別紙②「災害復旧資金融資」、別紙④「経営セーフ（第5号）」のお申し込みには次のステップが必要です。

<ステップ1> 区市町村で認定（又は罹災証明書の発行）を受ける

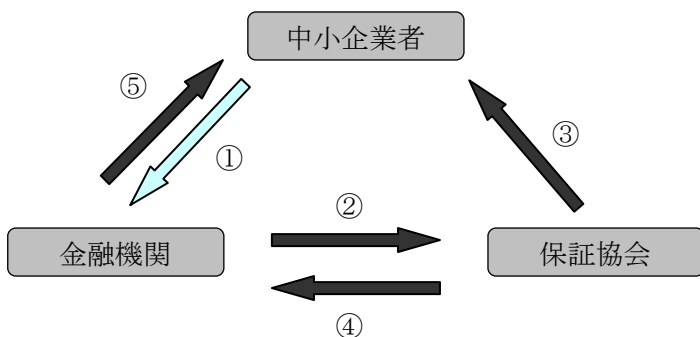


- ※ 罹災証明書は被災した事業所の所在地を所管する区市町村から発行を受けることが必要です。
- ※ 災害緊急Ⅲ、Ⅳの認定申請の際に、利用条件に該当する旨を記載した理由書が必要となります。
- 災害緊急Ⅰ、Ⅱ、及び、第5号のイ、ロ、ハについては、理由書は不要です。

<ステップ2> 融資を申込み

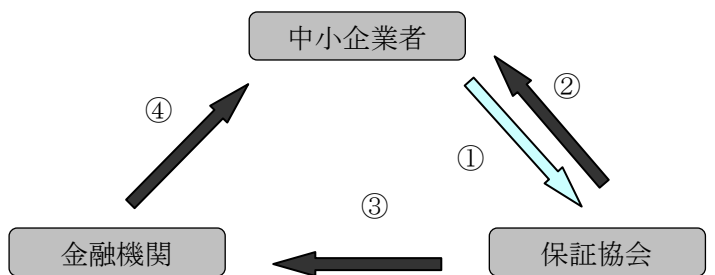
◆ 申し込みには次の2つの方法（Ⅰ・Ⅱ）があります。

Ⅰ 取扱金融機関に申込みの場合



- ① 融資申込み（金融機関所定様式）
- ② 金融機関から保証協会に信用保証申込み
- ③ 保証協会の保証審査
- ④ 信用保証の承諾
- ⑤ 融資の実行

Ⅱ 保証協会に申込みの場合



- ① 融資申込み（保証協会所定様式）
- ② 保証協会の保証審査
- ③ 信用保証の承諾及び金融機関へのあつせん
- ④ 融資の実行

※<ステップ1（必要書類一覧表）>

	災害緊急 Ⅰ	災害緊急 Ⅱ	災害緊急 Ⅲ、Ⅳ	災害復旧 資金融資	経営セーフ 5号認定 イ、ロ、ハ
罹災証明	○			○	
区市町村 認定書		○	○		○
理由書			○		

○：必要書類

<お問い合わせ先>

【電話】金融相談（9：00～17：00）

03-5320-4877

東京都産業労働局金融部金融課